

IV 事業の実施状況の点検



IV 事業の実施状況の点検

点検1 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを支える体制の整備

点検 1-1 相談体制の整備充実

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①地域包括支援センターの体制の強化</u> a) 地域包括支援センターの機能強化 ・センター機能の強化 ・相談機能、ケアプラン作成への対応強化 ・各サービス事業者とのネットワーク拡充	・「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」を活用し、効果的な運営について検討しました。（専門的立場からの意見が得られました）
<u>①地域包括支援センターの体制の強化</u> b) 地域包括支援センターの周知徹底 ・地域に出向いての周知 （地域デイ、健康講演会、団体への周知など）	・地域との連携機会にもなりました。 ・地域デイなどの場を活用した周知を継続する必要があります。 ・健康相談、講演等をともに行い、地域に密着した周知が必要です。
<u>②地域相談センターの拡充</u> ・日常生活圏域の再編（4か所から5か所に増設）	・地域包括支援センターと相談センターの連携強化 （地域との連携体制を密にする必要があります）
<u>③相談のための連携体制の強化</u> ・介護支援専門員、医療機関、地域等との調整相談を実施	・関係機関との会議を通じて、相談も多くなりました。 ・高齢者のニーズが多様であり、一度の相談でニーズ把握から関係機関に繋げることが難しいです。 （連携に時間が掛かります） ・ニーズに対応できる相談機関の一覧を作成する必要があります。 ・相談機関の交流機会を設けます。

点検 1-2 権利擁護の推進

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①権利擁護相談の充実</u> ・日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）を活用しての権利擁護 ・認知症高齢者など、判断能力が不十分な方を対象として、日常生活費の金銭管理や福祉サービス利用の援助等を行う事業	・相談件数は 30 件程度で推移しています。 ・関係機関との連携ができました。 ・独居、親族のいない高齢者に対する支援ができました。 ・関係機関とのネットワーク強化。 ・定期的なネットワーク会議を設け、事例検討が必要。 ・コーディネートする役割がないと解決しない問題もあります。 ・地域包括支援センターがコーディネーターの役割を担う必要があります。
<u>②権利擁護のための事業、制度の周知と利用促進</u> ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知（地域デイ等において周知） ・市長による審判請求の周知（成年後見） ・認知症サポーター養成講座開催 ・認知症予防講演会の開催	・日常生活自立支援事業の相談件数は 30 件程度となっています。 ・市長による審判の請求は H21 に 1 件となっています。 ・自治会や地域デイでの周知活動の強化が必要です。 ・権利擁護の支援や成年後見人について、需要と供給のアンバランスがあります。 ・金銭管理や生活支援以上に込み入った事例の場合、弁護士、司法書士等の資格者が必要になり、後見人の選任に時間がかかります。
<u>③虐待の早期発見と防止</u> a) 高齢者虐待防止ネットワークの強化 ・高齢者虐待ネットワーク運営委員会の開催（年 2 回） ・支援体制整備、見守り支援の実施 ・虐待対応マニュアル作成	・虐待の状況報告で情報の共有を図りました。 ・警察署や福祉保健所等の関係機関との連携が必要です。また、ネットワークの連携強化が必要です。 ・地域相談センターが所管する生活圏域単位での連携システムづくりが必要です。
<u>③虐待の早期発見と防止</u> b) 虐待防止のための周知 ・地域包括支援センターの業務の周知 ・権利擁護のシンポジウム開催（H22）（虐待への対応について報告）	・民生委員・児童委員の定例会、地域デイの場において、地域包括支援センターにおける虐待防止の業務の周知を行いました。 ・周知の取り組みにより、地域包括支援センターの業務が徐々に周知されてきています。 ・窓口の相談も増えてきています。 ・虐待の基準がないため、対応の仕方が難しい場合もあります。 ・虐待者との関係から近所や親族からの相談が少なくなっています。 ・相談できる環境づくりが必要です。

点検 1-3 高齢者のための住宅対策の推進

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①高齢者が住みやすい市営住宅の推進</u> ・糸満市住宅関連実態調査（H18） （福祉関係部署など他のセクションとの連携の重要性を提示）	・市営住宅の担当課（建設課）と調整が必要です。 ・「糸満市住宅関連実態調査」の中で市営住宅の建替などが計画されています。 ・バリアフリー化等、高齢者の住みやすい市営住宅の推進を図る必要があります。
<u>②住宅改修の周知</u> ・住宅改修（介護給付）の周知	・住宅改修の実績は年間 100～140 件です。 ・今後も、窓口や広報等を通して、介護保険サービスとしての住宅改修の周知を図る必要があります。

点検 1-4 各種連携体制の整備

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①行政内部の連携体制の構築</u> ・「市保健・福祉・医療等関係課会議」の開催（概ね2か月に1回）	・児童と高齢者の連携事業、後期高齢者医療に係る問題、年金等に関連する安否不明高齢者対策などで連携して取り組んでいます。 ・連携により事業運営が効率的になりました。 ・生涯学習の出前講座を地域ディで実施しています。 ・福祉分野だけでなく、全体的な連携が必要です。
<u>②行政と関係機関との連携、情報の共有強化</u> ・地域ケア会議の開催（年2回） （内容：食の自立支援事業への参入事業所選定、外出支援サービスの利用者負担についての検討など） ・ケース会議（実務者レベルの会議：個別ケースの対応検討を頻繁に行っています）	・地域ケア会議の有効活用について検討し実施する必要があります。 ・地域包括支援課、介護長寿課との連携を行い、その上で関係機関との連携を図る必要があります。
<u>③定期的な事業の点検評価の実施</u> ・事業実績、必要性及び効率性等を踏まえて、事業の変更や追加を実施	・点検・評価の方法について検討する必要があります。 ・計画の定期点検のために、継続的な点検の体制づくりが必要です。（事業計画策定委員会の継続設置など）
<u>④市民、地域、行政の役割の周知、啓発</u> ・自助、共助、公助についてのシンポジウムの開催（H22）	・自助、共助、公助の普及啓発機会の増加が必要です。 ・介護予防ボランティアを養成し、意識の浸透を図るなど、検討が必要です。

点検 2-1 生活習慣病の予防と健康づくりの推進

事業名／事業内容				実施状況等
<u>①特定健診・特定保健指導の推進</u>				・ 特定健診の受診率は少しずつ上がってきています。 (H20：24.9%、H21：29.9%、H22：33.8%) ・ 特定健診・一般健診受診者は 4,074 人であり、うち 2,704 人（66.4%）に健診結果の説明を行いました。（H22）。 ・ 特定保健指導対象者以外への結果説明も行えたため、生活習慣改善のきっかけをつくることができました。 ・ H21 年は、受診者の 50%が糖尿病境界型（疑い含む）、10%が糖尿病型でした。（糸満市は血糖が高い人が多いです） ・ 健診後の保健指導の促進が必要です。 (生活習慣改善のきっかけを持ってもらうように)
<u>②がん検診の実施</u>				
	集団方式	個別方式	受診率	・ 胃がん1名、肺がん3名、大腸がん4名、子宮頸がん1名、乳がん1名が検診受診でがんが見つかりました。 ・ 国民健康保険に加入している40歳～74歳の方へは、受診券を個別通知していますが、社会保険等に加入している40歳以上の方へは、申請があった方に「がん検診申込書兼承認書」を発行しています。 ・ 市の広報誌や全世帯にチラシ配布等を行っています。が、周知が行き届いているか不明です。 ・ 受診券の個別通知、広報等の検討が必要です。
胃がん	各公民館等	8箇所の医	13.2%	
肺がん	で全33回	療機関で実	19.2%	
大腸がん	の集団検診	施	15.8%	
子宮頸がん	市内福祉施設等で12	10箇所の医療機関で	22.6%	
乳がん	回実施	実施	25.5%	
<u>③生活習慣病予防の周知・啓発</u>				・ 広く周知する機会は設けましたが、個々人に対する対応は難しい状況です。 ・ 個別の健康相談日を設けているので、必要時利用していきます。
・ 5月の禁煙デーに健康相談を実施 (40人の来所あり) ・ 9月の生活習慣病月間に役所1階でパネル展実施 ・ 11月の世界糖尿病デーは健診状況のチラシを全世帯配布				

事業名／事業内容	実施状況等
<u>④健康づくりの推進</u> a) 健康いとまん21の推進 ・市の「健康いとまん21」計画に掲げる取り組みの実施	・関係課が協力したことで事業推進に向けて取り組みの意識付けができました。 ・H18の中間評価では取り組み強化が必要な項目があるのが現状です。 ・10年計画のため、計画の途中で医療制度改革に伴い、新しくなった健康増進法や医療費適正化計画との整合性を図る必要性が出てきています。 ・新計画策定においては他健康づくり事業との整合性を図った計画づくりが必要です。
<u>④健康づくりの推進</u> b) 食育の推進 ・食育講話の実施（年4回）	・毎回参加者は増えています。 ・1日必要な野菜350gを実際に計ったり、料理カードで献立をたてるなど理解しやすくしました。 ・講話と調理実習を組み合わせた事業実施を検討する必要があります。 ・調理実習を行うには調理実習費が必要となります。
<u>④健康づくりの推進</u> c) 中高年の運動の促進 ・健診結果説明会等での運動指導士による運動教室の実施 ・健康増進月間に運動指導士によるミニ運動教室の実施と運動相談 ・健診結果説明会でのチラシ配布（運動施設や教室の案内を希望者等へ）	・運動教室では8日間で延べ30名が来場しました。 ・健診結果説明会と同時実施することで、教室参加者以外にも運動の実践を多くの人に見てもらえました。 ・参加者の予約が少ないため、ニーズの把握が必要です。 ・2日間の実施で延べ87人が来場しました。 ・教室から健康相談に繋がることもあるため、ブースを設置する必要があります。 ・個別対応のため、個人に合った案内を行うことができました。 ・市民全体への利用促進が不十分です。 ・運動施設や教室について、広報等での周知が必要です。

点検 2-2 介護予防の推進

1) 一次予防事業対象者への介護予防

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①願寿館教室</u> ・健康運動指導士等による筋力向上などの指導（月～金） ・地域へ出張、ボランティアの育成（利用料1回100円）	・指導の充実が必要です。 ・ボランティアがなかなか育ちません。（ストレッチリーダー等） ・願寿館を知らない人が多いです。（周知不足） ・教室だけの運動で留まっています。（自宅での運動に取り組んでいません）
<u>②地域サービス</u> ・地域の公民館で健康相談、レクリエーション、運動などを実施（利用料1回100円） ・目的：健康づくり、仲間づくり等	・実施地域が年々増加しています。（37か所） ・新規加入者が増えない自治会もあります。 ・協力員等のボランティア育成・確保が課題です。
<u>③-1 かりゆし健康クラブ</u> ・ストレッチ、学習会、講演会を実施（週2回）	・市内全域の高齢者を対象に実施しています。 ・週2回の開催であり、願寿館の平日毎日開催と比べて回数が少なくなっています。 ・場所は確保できていますが、人材の確保が必要です。 ・運動レベルをどの程度として実施したらよいか検討が必要です。
<u>③-2 いきいき健康クラブ</u> ・H22年10月から市庁舎に開所 ・運動教室を実施（週2回）	
<u>④介護予防普及啓発（周知）事業</u> ・市の窓口、広報誌での普及 ・地域デイ、老人クラブへ出張説明 ・H22は講演会開催を増加（5回）	・65歳未満の周知が必要です。 （若い世代への周知方法を検討する必要があります）

2) 二次予防事業対象者への介護予防

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①二次予防事業対象者把握事業</u> ・二次予防事業対象者（運動機能低下者）を把握するための身体状況等のチェック ・把握された方へ介護予防事業への参加促進	・参加促進強化が必要です。 ・事業への参加が少なくなっています。（二次予防事業対象者と判定されても不参加が多い） ・身体状況の正確な状況把握が難しい状況です。（チェックに使用する「基本チェックリスト」は、その日の体調等が影響するため）
<u>②筋力向上トレーニング事業</u> ・二次予防事業対象者に対し、専門員による運動指導（理学療法士、健康運動指導士）	・事業終了後の地域デイなどへの参加、自宅でのトレーニングを促しています。 ・3ヵ月限定での事業であり、効果の維持に繋がっていません。継続する事業が必要です。（改善しても終了後の運動を継続しないため） ・本事業以外では送迎がないため、運動を継続しない方が多くなっています。
<u>③口腔機能向上促進事業</u> ・歯科医師による講義と歯や口腔チェック、口腔運動を指導	・H22より筋力トレーニングのプログラムにも組み入れました。 ・参加希望者が少なくなっています。（介護予防としての口腔機能向上の周知不足か） ・短期間の事業であるため、継続性がありません。（終了後に生活の中に取り入れる方法が必要です）
<u>④訪問指導（うつ・閉じこもり・認知症予防）</u> ・閉じこもりがちな虚弱な高齢者への支援 ・生活機能が向上するように支援	・指導内容の検討が必要です。 ・閉じこもりやうつ等の支援プログラム作成が難しく、継続支援も難しい状況です。（医師との連携に時間がかかったり、精神やアルコールの問題を抱える場合もあります）
<u>⑤訪問指導（栄養改善）</u> ・看護師による訪問指導を実施（閉じこもりの方と重なっている場合が多いため）	・栄養改善のみの訪問はありません。（閉じこもり予防等と合わせた訪問指導） ・該当する方も少ない状況です。
<u>⑥介護予防ケアマネジメント</u> ・二次予防事業対象者の介護予防プランを作成 ・プランに基づいて効果的な運動指導	・適切なサービスがありません。（ケアできずに見守りで留まる場合があります） ・適切な支援ができる内容のサービスが必要です。（マネジメントだけでは予防に繋がりません）

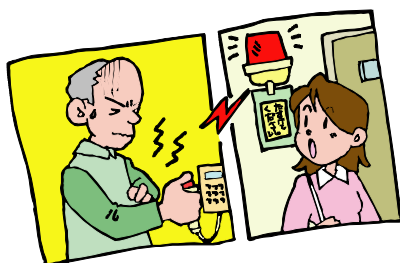
点検 2-3 介護サービスの推進

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①介護サービスの質の向上</u> a) 介護サービス事業所への指導及び監査 ・ケアプランの点検 ・介護支援専門員への指導・研修会・情報交換会 ・事業所への実地指導	・点検とともに介護支援専門員への指導や相談が行われ、資質向上に繋がっています。 ・ケア内容だけではなく、人員や運営基準の再確認もできました。 ・給付件数が多く、全数チェックをすることができません。（チェック優先順位をどうするか課題） ・H22 から導入したシステムも有効活用し、チェック対象者の抽出等の事務効率化を図る必要があります。
<u>①介護サービスの質の向上</u> b) 介護給付等費用適正化事業 ＜点検内容＞ ・ケアプラン点検、医療との突合、縦覧点検 ・認定調査員と審査会事務局との連絡会議（月1回） ・新規の認定審査会委員に対しての研修会 ・年1回全体会議を開催 ・利用者への給付費通知（年1回）	・相談嘱託員を配置で対応しています。（認定調査項目・特記事項の点検、調査員への指導） ・H23 に導入した新しいシステムを活用し、効率的に給付適正化を図っていくように進める必要があります。
<u>②地域密着型サービスの整備検討</u> ・認知症への対応が未整備であった兼城圏域に認知症グループホームを整備	・認知症高齢者の入所待機者の軽減に繋がりました。 ・認知症への対応サービスが未整備圏域（2ヶ所）への整備検討が必要です。 ・ニーズにあったサービス整備を検討する必要があります。（ニーズ把握が必要です）
<u>③要支援者の介護予防ケアマネジメントの充実</u> ・要支援者のケアプラン作成 ・地域包括支援センターと委託先とでケアプランを作成 ・定期的な研修の実施（介護支援専門員の資質向上のため）	・介護支援専門員と連携が取れました。（サービスがスムーズに利用できるように） ・介護支援専門員の資質の向上が必要です。 ＜要支援と要介護を行き来する場合の課題＞ ・介護度が軽くなったり重くなったりすると、サービスや介護支援専門員の変更等が起こり、不安になる方もいらっしゃいます。 ・契約等のやり直しで事務量が多くなり、利用者にも負担をかけることがあります。

点検 2-4 介護予防生活支援事業の推進

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①介護用品支給事業（家族介護支援）</u> ・紙おむつや尿取りパットの支給 ・重度の要介護者を介護する家族が対象	・ H22 利用者数 61 件 （給付件数 455 人） ・ 利用者は増加しています。（案内による周知を実施） ・ 給付対象外になった場合の把握が困難です。 （要介護度の変更、入院、施設入所などの把握が必要です）
<u>②家族介護慰労助成事業（家族介護支援）</u> ・ 在宅の重度要介護者を介護している家族への支給	・ H22 利用者 1 人 ・ 申請、相談はあるが、該当者が少ない状況です。 ・ 対象者の掘り起こしが必要です。
<u>③食の自立支援事業（配食サービス）</u> ・ 調理が困難な一人暮らし高齢者が対象 ・ 市社会福祉協議会への委託で実施	・ H22 配食数 12,249 食 ・ 介護者の負担軽減にも繋がっています。 ・ 見守りの一環にもなっています。 ・ 独居者の把握が難しいです。 （住基と実調との違い） ・ 他のサービスとの調整が必要となります。 （障害、介護など）
<u>④成年後見制度利用支援事業</u> ・ 判断能力が十分ではない高齢者の権利擁護 ・ 経済的理由で利用できない人への支援	・ H22 利用者数 0 人 ・ 自治会や地域デイなどでの周知活動の強化が必要です。 ・ 金銭管理等の支援より踏み込んだ内容への対応が課題です。 （弁護士等の資格者を要する場合、選任に時間が掛かります）
<u>⑤傾聴ボランティア（高齢者権利擁護事業）</u> ・ 高齢者や家族の話し相手となるボランティア ・ 訪問による孤独感や悩みの解消	・ H22 登録者数 41 人 ・ 利用者 7 件（延べ 97 件） ・ 傾聴ボランティアの周知が必要です。 （利用者が少ない）
<u>⑥軽度生活援助事業（市単独）</u> ・ 一人暮らし高齢者へのヘルパー派遣 ・ 市社会福祉協議会への委託で実施 （利用料 1 時間 110 円 生活保護者免除）	・ H22 利用者 19 人 ・ 徴収方法の見直しが必要です。（金融機関での支払い） （歩行機能の低下者等には負担が大きい）

事業名／事業内容	実施状況等
<u>⑦外出支援サービス（市単独）</u> ・ 常時車いすの方が利用対象 ・ リフト付きバスによる市内医療機関への送迎 ・ 利用料無料	・ H22 利用者 58 人 ・ 有料化の協議が必要です。 （他市では有料のサービスとなっています） ・ 2 階以上に居住している利用者への対応。 （移動介助に送迎職員の負担大）
<u>⑧福祉電話設置事業</u> ・ 一人暮らし高齢者で非課税世帯が設置対象 ・ 電話設置にかかる費用は市が負担 ・ 基本料金、通話料金は自己負担	・ H22 利用者 18 人 ・ 利用申請から設置までの期間が長いです。 （申請→自宅訪問調査→設置検討→調査報告） ・ 早期に設置できるような対応が必要です。
<u>⑨緊急通報システム事業</u> ・ 虚弱な一人暮らし高齢者等の常時注意が必要な世帯に設置 ・ 地域の協力員による見守り	・ H22 利用者 35 人 ・ 地域の協力員が近隣にいない場合があります。 ・ 耳が遠い方、認知の方は、本システムでの意思疎通が困難です。 ・ すぐに救急に繋がるシステムが欲しいとの声もあります。



点検3 楽しく明るく暮らすために ～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

点検3-1 生きがいのづくりの推進

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①老人クラブ活動の育成</u> ・活動支援のための補助金交付	・老人クラブ数：33 団体 ・H23 加入者数 1,706 人 ・新規加入者が少ない。会員の高齢化により活動が困難なところもあります。 ・ゲートボール、グラウンドゴルフ等の健康増進事業が主要事業。活動の活性化が必要です。 (老人クラブのあり方について、検討協議が必要です) ・地域デイサービス事業と老人クラブ活動が混同されてきています。 (地域デイとの明確な区分け、線引きなどが課題)
<u>②シルバー人材センターの活用促進</u> ・高齢者の生きがい及び雇用の場の提供 ＜高齢者福祉における依頼内容＞ ・H20～22 介護二次予防事業送迎委託 ・H20～22 願寿館の清掃業務委託 ・H21 敬老会、会場設営委託 ・H22 長寿社会づくり推進モデル地区育成事業、散水事業委託	・軽作業だけでなく、サービスや事務事業への拡大ができれば、登録人材の幅も拡大できます。 (H23 からは庁舎の総合案内業務も) ・主管は商工観光課。連携も必要です。
<u>③スポーツ、生涯学習、文化活動等の生きがい活動の推進</u> ＜地域包括支援課関連＞ ・老人スポーツ大会の実施 ・老人クラブのレクリエーション活動の実施 ・生きがいの拠点整備を実施 (介護予防拠点の整備2か所)	・介護予防拠点整備で生きがいのほか、世代間交流も見込まれます。 ＜地域包括支援課関連＞ ・高齢者組織の自立した体制維持が難しい状況です。 (老人クラブなど) ・活動を自主的に進めるため、前期高齢者の参加や協力が必要です。参加促進の対策も必要です。 (趣味の多様化などで参加が少ない)

<社会体育課関連> ・市老人スポーツ大会、地域レク活動に体育指導委員を派遣 ・市スポーツレクリエーション祭の開催 ・水中運動教室の実施 (ウォーキング、アクアビクス、水泳、水中ウォーキングは高齢者ニーズが高い) ・月例ナイトウォーキングの実施 ・出前講座によるレク指導の実施 (生涯学習課との連携) ・総合型地域スポーツクラブの創設(学校体育施設の活用。大度、兼城ハイツ、大里) <生涯学習課関連> ・デイケア、老人クラブ等を対象とした出前講座の実施 <中央公民館> ・市民のニーズを考慮した講座を開設して講師を派遣 ・人材バンクの随時募集、学習活動の拡充を推進 (自らの知識、経験を市民に広く伝える) ・サークル活動	<社会体育課関連> ・市が主催するスポーツイベント(大会・教室)に、高齢者向けの種目を増やし充実を図りました。 ・スポーツイベント等の実績から、高齢者がスポーツに関心を持つ傾向は増えてきたと思われます。 ・働き盛りの中年層(40代~50代)の関心は、いまだ低いと感じます。 ・市民ニーズに即しているか検証し、地域の声を反映できるよう取り組む必要があります。 ・総合型地域スポーツクラブの推進を図ります。 <生涯学習課関連> ・出前講座：講座開催 H22 9件 (環境関係、健康・防災、史跡関係など) ・出前講座、生涯学習ボランティア講座とも、ニーズは環境分野や健康関連に偏っています。 ・様々な講座メニューの周知を積極的に行う必要があります。(ホームページの更新、広報を活用した周知活動) <中央公民館> ・サークル活動：66団体、一般成人向け講座：7講座
<u>④世代間交流の機会の拡充</u> <地域包括支援課関連> ・公民館や介護予防拠点施設を活用した地域行事や高齢者と児童との交流等を実施 ・地域デイサービスでの保育園児や児童館園児との交流(H20~22) ・願寿館での保育園児との交流(H20~22) ・介護予防拠点施設整備での世代間交流(H22) ・健やかコミュニティモデル地区育成事業(高齢者を中心に桜等の植栽事業)における世代間交流事業(H22)	<地域包括支援課関連> ・世代間交流の拡大。 ・高齢者と児童その親との世代間交流。 (ふくらしや館の事業内容に準拠し実施) ・高齢者による子育てボランティア活動。 (ふくらしや館の事業内容に準拠し実施)

<生涯学習課> ・学校支援地域本部事業の実施 (地域の人材を活用し、学校運営を支援。高齢者を地域人材として活用) ・平和学習での体験談や読み聞かせ ・登下校時の交通安全指導声かけ ・総合学習等への生涯学習ボランティアの講師派遣 (平和学習、文化継承、方言講座等)	<生涯学習課> ・学校の行事に参加することで、自身の知識や経験を生かす場が創出され、生きがいつくりにも繋がっています。 ・学校支援地域本部事業・生涯学習ボランティア講座とも、事業内容の周知が必要です。
<u>⑤生きがいボランティア(シルバーボランティア)の促進</u> <地域包括支援課関連> ・ストレッチリーダー・ボランティア養成、育成 (願寿館) ・傾聴ボランティアの養成、育成 (地域支援事業) ・地域デイサービスの協力員ボランティア	<地域包括支援課関連> ・ストレッチリーダー・ボランティアが不足しています。 ・傾聴ボランティアの講座参加：11人 登録者：41人 ・傾聴ボランティアは利用者が少なく、周知不足とも考えられます。(ボランティア登録は多い) ・様々な高齢者ボランティアの養成等の検討が必要といえます。
<u>⑥敬老会の実施及び祝い金の支給</u> ・敬老会の開催 ・75歳以上の高齢者を対象に実施 ・祝金の支給	・敬老会：H22 参加者 約 650 人 ・H21、H22 は会場の空調設備が整っているため、体育館開催に比べ参加人数も増えました。 ・毎年、敬老会に参加することを目標にしている方もおり、事業継続を望む声が多くなっています。 ・敬老会送迎バスの乗車人数が少なく、停留所の見直しが必要と思われます。 ・祝金の支給状況(H22) - トーカチ : 152 人 - カジマヤー : 38 人 100歳以上祝い : 35 人

点検 3-2 集いの場の拡充

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①地域の集いの場の確保</u> a) 地域デイサービスの拡充による交流の場の確保 ・地域の公民館を活用して地域デイサービスを実施（介護一次予防事業） ・高齢者同士の情報交換、安否確認	・児童との世代間交流の場として活用している自治会もあります。 ・実施箇所は増加しています。 （H20：32 か所 H21：35 か所 H22：37 か所） ・自治会が主体となっている事業のため、継続が難しい場合があります。（例：自治会長の交代、協力員の不在、実施責任者の引き受け手がない） ・協力員等のボランティアの育成が課題です。
<u>①地域の集いの場の確保</u> b) 地域資源を活用した「ふれあいサロン」拠点づくり ・高齢者が集い、交流できる「ふれあいサロン」の拠点づくり推進 ・市内 2 か所に介護予防拠点施設を建設（レクリエーション等の実施施設） ◎整備地区：西川町、西崎1丁目	・市社会福祉センターのホール前に電位治療器やソファ、テレビ等を設置。高齢者が集える空間を整備しました。（H21） ・拠点を整備することで、コミュニティ力の強化にも繋がりました。 ・特産品づくりの加工所の機能を持たせた施設等へ発展させ、農商工が連携して特産品開発、高齢者の雇用促進、生きがいづくりに発展できる可能性を模索する必要があります。 ・施設整備と利用活用が同一の所管で担当すれば、効率化や事業展開が図りやすくなります。 （現在は別々の所管です）
<u>①地域の集いの場の確保</u> c) 家族介護者の集いの充実 ・介護家族者の会である「あだんの会」の活動支援 ・介護講習会やリフレッシュ事業（ピクニック、クリスマス会など）	・「あだんの会」は市社会福祉協議会が事務局となっています。 ・「あだんの会」に正会員は不在で、賛助会員のみであり、現役の介護者で会員はほとんどいません。 ・会に参加していない家族介護者の悩み等の相談の場を確保する必要があります。 ・介護保険サービス利用者の家族は、担当介護支援専門員が相談を受けています。
<u>②公民館を活用した交流の充実</u> ・地域デイサービス事業における活用 ・老人クラブ事業における活用	・公民館を常時開放できる体制の構築について検討が必要です。 ・役員が常駐している自治会は、常時開放することも可能ですが、小規模自治会では常時開放が困難です。

点検 3-3 移動・交通手段の整備

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①事業実施等における移動手段の確保</u> ・介護二次予防事業でシルバー人材センターへ送迎委託（H20 から） ・「送迎バス活用モデル事業」継続実施	・「送迎バス活用モデル事業」は、主に市社会福祉協議会のかりゆし健康クラブへの移動に活用している高齢者がいます。 ・事業実施に関して、移動手段の確保について新たな方策の検討が必要です。
<u>②外出支援サービス事業（再掲）</u> （再掲のため割愛）	
<u>③送迎バス活用モデル事業の実施継続</u> ・糸満自動車学校、友愛会（南部病院）、以和貴会（西崎病院）の3事業者と協定 ・市に住所のある65歳以上が対象	・既存の路線バス等でカバーできない区域や時間帯を協力事業者の送迎バスと提携し、高齢者の外出支援を図っています。 ・無料のため利用者に喜ばれています。 （H21 利用延べ回数 12,937回） ・路線バスが運行する路線や時間帯に関しては、路線バスを利用するように協力をお願いしています。 ・協力事業者の空きスペースを利用して行っているので、これ以上の増加は見込みにくい状況です。 ・送迎バスと路線バスのコースが重なっているため、バス会社より営業に悪影響を与えている可能性も指摘されており、連携が必要となります。
<u>④コミュニティバスの整備検討</u> ・「糸満市公共交通体系導入可能性調査」について検討（H18）	・コミュニティバスを導入すると更なる財政負担が増すことになり、実施していません。 ・人口分布の状況や他都市事例から十分な効果が見込めませんが、地域が一体となって導入に向けた取り組みを行えば成功する可能性があることがわかりました。 ・H18の調査より、5年が経過しており、改めて包括的調査、検討が必要です。

点検4 安心して住み続けるために ～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

点検 4-1 高齢者の見守り活動の推進

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①地域の見守りネットワーク体制の強化</u> ・各団体との連携体制づくり	・市社会福祉協議会や民生委員、老人クラブ、自治会等と連携を図り、閉じこもり防止や虐待防止のための訪問・見守り活動を推進する必要があります。 ・地域の見守りネットワーク体制については、H23に取り組んでいく予定です。
<u>②一人暮らし高齢者等の実態把握の実施</u> ・地域相談センターによる地域の高齢者把握や民生委員等関係機関との連携	・一人暮らし高齢者等、日常生活での見守りが必要な高齢者の実態把握の充実を図っています。 ・民生委員や自治会役員、相談センター協力員等関係機関からの情報の共有を強化する必要があります。 ・日常生活の見守り体制づくりが必要です。 ・安否不明高齢者の情報共有を検討する必要があります。
<u>③緊急通報システム事業の充実（再掲）</u> （再掲のため割愛）	
<u>④食の自立支援事業（再掲）</u> （再掲のため割愛）	

点検 4-2 認知症対策の推進

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①認知症についての周知と理解の促進</u> ・ 認知症講演会(H22) (認知症サポーター養成講座) ・ 認知症予防講演会(H22)	・ 高齢化率の上昇に伴い、認知症も増加し、周知や対策が必要となっています。 ・ 地域デイサービスや老人クラブはもとより、高齢者以外の方への普及啓発も必要です。
<u>②認知症のネットワーク体制づくり</u> ＜地域包括支援課＞ ・ 認知症のネットワーク体制づくり ＜介護長寿課＞ ・ 認知症対応型共同生活介護運営推進会議を設置（グループホームの運営推進会議） ・ 施設職員、入所者、入所者家族、地域自治会代表（区長等）、市職員で構成	＜地域包括支援課＞ ・ 認知症のネットワーク体制づくりは未実施です。 ・ 地域の認知症高齢者の実態把握と、関係者間の情報共有ネットワークを検討する必要があります。 ＜介護長寿課＞ ・ 運営推進会議は年 6 回程度開催されています。 ・ 事業者、行政、自治会が情報を共有することで連携が図られました。 ・ ネットワークが限定（構成員に）されていると思われます。 ・ ネットワーク体制の強化を図るため、構成員の検討（増員）とネットワークの検証が必要です。
<u>③地域密着型サービスの整備検討（再掲）</u> （再掲のため割愛）	
<u>④認知症家族介護者への支援</u> ・ 認知症対応型グループホームにおける講演会や悩み相談等の広報を実施	・ 高齢化の更なる進行とともに認知症高齢者は増加を続けています。認知症高齢者を抱える家族の悩み相談などが今後も必要です。

点検 4-3 ボランティア活動の推進

事業名／事業内容	実施状況等
<u>①ボランティアの養成と活動支援の強化</u> ＜社会福祉課＞ ・市社会福祉協議会で実施（ボランティアセンター） ・ボランティア活動に関する相談・登録・あっ旋 ・ボランティア活動に関する情報の収集・提供 ・ボランティア活動に関する広報・啓発 ・情報誌「ボランティアいとまん」の発行 ・ボランティア活動報告会の開催 ・ボランティア活動推進校指定事業 ＜地域包括支援課＞ ・傾聴ボランティア養成(講座) （再掲） （再掲のため割愛）	＜社会福祉課＞ ・地域住民へボランティア事業の周知が徹底されていません。 ・児童生徒の継続的なボランティア活動について、学校や地域での自主的参加をもっと促してほしい。
<u>②ボランティアコーディネーターとの連携強化</u> ・ボランティアコーディネーター専任の配置（市社会福祉協議会に配置） ・関係機関とのネットワーク作り ・災害時の要援護者支援体制づくり	・市社会福祉協議会との連携をより密接に行い、推進する必要があります。
<u>③生きがいボランティア(シルバーボランティア)の促進</u> <u>（再掲）</u> （再掲のため割愛）	

点検の総括

点検 1 について

（暮らしを支えるために ～日々の暮らしを支える体制の整備）

- 地域包括支援センターや地域相談センターを知らない人が多い状況（アンケート調査結果より）で、相談場所等についての周知・広報が必要です。
- 地域包括支援センターと相談センターの連携はとられています。その他の関係機関との連携も一層充実し、情報の共有を図る必要があります。
- 権利擁護、相談についてはコーディネーター的役割が必要です。
- 高齢者向けの住宅整備は、現在は進められていません。（市営住宅等）
- 計画の点検・評価については、計画は3年見直しですが、年度ごとの事業点検も必要です。このためには、策定委員会の常設などを検討する必要があります。

点検 2 について

（生き生きと健康に暮らすために

～健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境の整備）

- 健診等の保健分野においては、特定健診の受診率が徐々に上がってきています。
- 保健指導等による健康意識の向上を図るため、健診及び保健指導への参加を促進する方法を検討する必要があります。
- 実践を交えた健康づくりの講座等が効果的です。
- 生活習慣病の予防は将来の介護予防に直結しており、健康の維持・増進を今後も推進する必要があります。市民の参加や意識向上のための対策も必要ですが、そのためには健康や健診の必要性の周知・広報が今後も重要です。
- 介護保険のサービスでは、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護を増やすなど、整備を行いました。今後も地域ニーズに対応した整備を進める必要があります。
- 給付の適正化についても、ケアプランの点検や医療との突合など、点検・指導を行っています。
- 新しいシステムを導入したので、これを給付の適正化等にも活用していきます。
- また、ケアプランの点検等の適正化を通じて、介護支援専門員との連携にも繋がっています。
- 多くの事業において、課題は「人材の確保」、「周知、広報」があげられています。
- 介護予防の事業を推進するためには、ボランティア、専門員の確保が不可欠となっています。

- 周知については、本人や家族が要介護となって相談を受けてから各種事業を知る人も多くなっています。介護予防は元気なうちから始める必要があるため、高齢者や若い世代への周知を図ることも課題です。
- 二次予防事業対象者への介護予防「筋力向上トレーニング」では、事業への参加者が少ない上、事業が短期間であるために終了後は継続的な運動に繋がっていません。予防効果が十分とはいえない状況にあります。
- 成年後見制度利用支援事業や傾聴ボランティアについても周知が必要と思われます。

点検3について

（楽しく明るく暮らすために

～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備）

- 生きがいづくりでは、世代間交流やスポーツ、文化などの活動に高齢者も多く参加しています。活動の機会も提供しています。
- 老人クラブについては登録者も近年減少しており、活性化を図る必要があります。また、地域デイサービスと老人クラブとのあり方についても検討が必要です。
- 地域デイサービスは実施地区が増えています。
- しかし、協力員の不足や自治会の事情等により、継続が難しい状態の所もあります。
- 人材の確保が必要です。
- つどいの場の整備等を進めています。高齢者のつどいの他、世代間交流や地域コミュニティの向上にも繋がっています。
- 地域の公民館をより活用できるように、協力・連携を働きかけることも必要です。
- 移動手段については、送迎バス活用モデル事業やシルバー人材センターの活用により、事業に参加している高齢者も多くいます。
- 特に送迎バス活用モデル事業は高齢者に喜ばれています。
- しかし、地域によっては移動手段がないために行動が限られており、市の事業に参加できない状況もあります。
- 市民（高齢者）の移動・交通手段の確保については、高齢者福祉の主管課からも働きかけが必要ではないかと思われます。
- 交通手段の確保ができない場合は、不便な地域への出前講座や出前教室のようなものを頻繁に行うとか、あるいは活動拠点を市内に数カ所整備するなどの対策が必要です。

点検４について

（安心して住み続けるために

～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築）

○高齢者の見守り体制はまだつくられていません。（平成２３年に予定）

○アンケート調査では、一人暮らしのほか、配偶者以外と同居している二人暮らし世帯の高齢者で運動機能や閉じこもりなどのリスク者が多かったため、このような家庭に対する見守りや声かけ、訪問による状況把握や支援も必要といえます。

○認知症予防のため、啓発広報や講演会をやっていますが、若い世代への啓発が不足していると考えられます。

○今後も認知症は増えると予想されるため、認知症予防や対策のために、情報共有、ネットワークが必要です。

○家族へのパンフレット配布など周知が必要であり、認知症についての様々な事例や対処方法など情報を収集し、提供していくことが必要です。

○ボランティア活動の情報周知などが徹底されているのか、検証する必要があります。

また、市社会福祉協議会と連携して、情報交換などが必要と思われます。

○市からボランティアの依頼、ボランティアセンターから市への情報提供など、ボランティアセンターやボランティアコーディネーターの活用、強化が必要と思われます。

○ボランティアを気軽に行える環境づくりを検討する必要があると考えられます。

○ボランティアが継続して行われ、また、新たな人も参加してくる環境整備が必要です。

